

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた卒業生のみなさんへ

在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方は、貸与終了後7ヶ月経過後（卒業した年の10月から）奨学金の返還が開始されます。返還は在学中に加入した金融機関の口座（リレー口座）により毎月行われますので、振替日の前日までに預金残額の確認をするようにしてください。

返還が滞りますと延滞金の賦課、個人信用情報機関への登録、民事訴訟法に基づく法的措置などの様々な不利益を被ります。

返還が困難な場合は各種の救済制度（減額返還、返還期限猶予など）があります。詳細については在学中に配布した冊子「返還のてびき」や日本学生支援機構ホームページ（下記URL）に記載されています。また日本学生支援機構奨学金返還相談センター（電話 0570-666-301）にて電話による相談ができます。

学生部学生生活課
八王子学生生活課

「返還が難しいとき（日本学生支援機構HP）」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/index.html